

(目的)

第一条 この条例は、酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等について必要な規制を行うことにより、個人の身体及び財産に対する危害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「酒類提供営業等」とは、次の各号のいずれかに該当する営業のうち、指定区域内で営まれるものをいう。

- 一 営業所を設けて、当該営業所において客の接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第三項に規定する接待をいう。）をして客に飲食をさせる営業のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業
 - 二 営業所を設けて、当該営業所において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（公安委員会規則で定める営業を除く。）
- 2 前項の指定区域は、不当な勧誘、料金の取立て等による個人の身体及び財産に対する被害の発生状況等を勘案して、その区域についてこの条例の規定により規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める県の区域をいう。

(料金等の表示)

第三条 酒類提供営業等を営む者は、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を、営業所内において客に見やすいように表示しなければならない。

- 一 当該営業に係る料金（当該営業所で当該酒類提供営業等を営む者の代理人、使用人その他の従業者（第六条及び第七条において単に「従業者」という。）がその提供する前条第一項第二号に規定する役務の対価として受け取る一切の金銭を含む。以下同じ。）
- 二 違約金その他名目のいかなを問わず、当該営業に関し客が支払うべきものとする金銭（前号に掲げるものを除く。以下「違約金等」という。）に関する定めがある場合にあっては、その内容（不当な勧誘等の禁止）

第四条 何人も、人に特定の酒類提供営業等の客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 前条第一号に掲げる料金について、実際のものよりも著しく低廉であると誤認させるような事項を告げ、又は表示すること。
- 二 前条第二号に掲げる事項について、不実のことを告げること。

(不当な取立ての禁止)

第五条 何人も、酒類提供営業等の客に対し、当該営業に係る料金又は違約金等を取り立てるに当たっては、粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又はその者から預かった所持品を隠匿する等迷惑を覚えさせるような行為をしてはならない。

(指示)

第六条 公安委員会は、酒類提供営業等を営む者又はその従業者が、当該営業に関し、この条例の規定に違反したときは、当該酒類提供営業等を営む者に対し、個人の身体及び財産に対する危害の発生を防止するため必要な指示をすることができる。

- 2 公安委員会は、酒類提供営業等を営む者又はその従業者から酒類提供営業等に係る勧誘、広告若しくは宣伝又は料金若しくは違約金等の取立ての委託を受けた者が、当該委託を受けた業務に関し、この条例の規定に違反したときは、当該酒類提供営業等を営む者に対し、個人の身体及び財産に対する危害の発生を防止するため必要な指示をすることができる。

(営業の停止)

第七条 公安委員会は、酒類提供営業等を営む者が前条の規定による指示に従わなかったとき又は酒類提供営業等を営む者若しくはその従業者が当該営業に関し次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当該酒類提供営業等を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該営業の全部又は一部の停止を命じることができる。

- 一 第十二条に規定する罪に当たる違法な行為
- 二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百五十九条、第百六十一条（第百五十九条の文書又は図画に係る部分に限る。）、第百九十九条、第二百一条、第二百三条（第百九十九条の罪に係る部分に限る。）から第二百六条まで、第二百八条、第二百九条、第二百十條、第二百七條から第

二百二十三条まで、第二百三十五条、第二百三十六条から第二百四十一条まで、第二百四十三条（第二百三十五条、第二百三十六条、第二百三十八条から第二百四十条まで及び第二百四十一条第三項の罪に係る部分に限る。）、第二百四十六条、第二百四十六条の二、第二百四十八条から第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二、第二百四十八条及び第二百四十九条の罪に係る部分に限る。）まで、第二百六十一条及び第二百六十二条に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為

一部改正〔平成二九年条例三五号〕

（標章のはり付け）

第八条 公安委員会は、前条の規定により酒類提供営業等の停止を命じたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該命令に係る施設の出入口の見やすい場所に、公安委員会規則で定める様式の標章をはり付けるものとする。

2 前条の規定による命令を受けた者は、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときは、公安委員会規則で定めるところにより、前項の規定により標章をはり付けられた施設について、標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

一 当該施設を当該営業の用以外の用に供しようとするとき。

二 当該施設を取り壊そうとするとき。

三 当該施設を増築し、又は改築しようとする場合であって、やむを得ないと認められる理由があるとき。

3 第一項の規定により標章をはり付けられた施設について、当該命令に係る酒類提供営業等を営む者から当該施設を買い受けた者その他当該施設の使用について正当な権原を有する第三者は、公安委員会規則で定めるところにより、標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

4 何人も、第一項の規定によりはり付けられた標章を破壊し、又は汚損してはならず、また、当該施設に係る前条に規定する命令の期間を経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

（聴聞の特例）

第九条 公安委員会は、第七条の規定により営業の停止を命じようとするときは、広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号。以下「行政手続条例」という。）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によって行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回ってはならない。

4 第一項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（報告及び立入検査）

第十条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、酒類提供営業等を営む者に対し、その業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察官は、この条例の施行に必要な限度において、酒類提供営業等の営業所（個室その他これに類する施設（以下この項において「個室等」という。））を設ける営業所にあつては、客が在室する個室等を除く。）に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により警察官が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（委任）

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

（罰則）

第十二条 第七条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 第五条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第三条第一号に掲げる料金について実際のものより著しく低廉であると誤認させるような事項を表示し、又は同条第二号に掲げる事項について不実のことを表示した者
 - 二 第四条の規定に違反した者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第八条第四項の規定に違反した者
 - 二 第十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同条第二項の規定による立入り若しくは帳簿等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
(両罰規定)

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成十三年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一〇月六日条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行する。